

ホイルローダー・フォークリフトの売買契約書（案）

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 本契約は甲の不要物品売り払いを目的に、甲を物品の売り払い人、乙を物品の買い受け人とする。

2 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物品）

第2条 この契約における物品は、次のとおりとする。

物品	型式	製造番号	数量
コマツ ホイルローダー	WA100-5	74315	1台
TCM フォークリフト	FD20T3	2N101807	1台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇〇〇,〇〇〇円とする。

（うち、消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇,〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（納付）

第5条 乙は、第3条の売買代金を令和7年6月30日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 当該物品の所有権は、乙が第3条に定める売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（引渡場所）

第7条 引渡場所は那覇市・南風原町環境施設組合構内とする。

（物品の引渡し）

第8条 甲は、第5条の規定に従い売買代金の納付があったことを確認した後に、当該物品を現状有姿のまま乙に引き渡すものとし、乙は、令和7年7月31日までに物品を搬出するものとする。

2 乙は、甲から物品の引渡しを受けたときは、甲に当該物品の受領書を提出するものとする。

3 乙は、物品の引き取りについては、甲又は甲の指揮監督下にある職員の指示に従わなければならない。

（搬出延長）

第9条 乙は、天災事変その他やむを得ない事由により甲の指定する期日までに当該物品を搬出することができないときは、甲に対し、事由を詳記して期限延長の願出をすることができる。この場合において甲はその願出を相当と認めたときはこれを承認するものとする。

2 前項の願出は甲の指定する期日までになされなければならない。ただし、特別の理由がある場合においてはこの限りでない。

(搬出の負担)

第10条 乙は、契約書に明示されていない事項についても当該物品の引き取り上当然必要なものは、甲又は甲の指揮監督下にある職員の指示に従い、乙の負担においてこれを執行するものとする。

(物品の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、物品の引渡しを受ける前に、物品を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(遅延利息の徴収)

第12条 乙は、第5条に規定する期限内に代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に遅延利息の率を乗じた金額を甲に支払わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の遅延利息金の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(危険負担)

第13条 乙は、この契約締結の時から第6条の規定により物品の所有権が移転する時までの間において物品に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害及び天災その他不可抗力による損害を含む。）は、乙の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて甲の負担とする。

2 甲、乙双方の責めに帰することができない事由により第6条の規定により物品の所有権が移転するまでの間に、物品が滅失し、又は損傷した場合には、乙は契約を解除することができる。

(担保責任)

第14条 乙は、この契約締結後、物品に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償を請求し、又はこの契約を解除することができない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、納期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。

(2) 契約解除の申し出があったとき。

- (3) 乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。
- (4) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市・南風原町環境施設組合公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年12月19日事務局長決裁。以下「暴排要綱」という。）第2条第4号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排要綱第2条第5号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者、反社会勢力並びにそれらの利益となる活動を行うものに該当すると判明したとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

（裁判管轄）

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

（協議）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を所持保管する。

令和 7 年 月 日

甲 南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知 念 覚

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○